

総額表示の緩和措置に伴う価格表示のあり方について

平成25年9月13日（金）

日本スーパーマーケット協会 会長 川野 幸夫
一般社団法人新日本スーパーマーケット協会 会長 横山 清

平素は、協会活動に対しまして特段のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて先般、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」が成立し、①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置、③価格表示に関する特別措置、④消費税の転嫁および表示の方法の決定に係る共同行為に関する特別措置が決定いたしました。

これらの法律制定の目的の一つに「消費税は、最終的には消費者が負担し、事業者がそれを預かって納付するものであり、あたかも消費者が消費税を負担していない、またはその負担が軽減されているかのような誤認を与える宣伝や広告を禁止する」というものがあります。

これを受けて、日本スーパーマーケット協会および一般社団法人新日本スーパーマーケット協会では、これまで価格表示のあり方を検討してまいりました。その結果、あたかも商品価格が引き上げられたかのような誤解を消費者に与えない、スムーズな消費税の転嫁を図るため「本体価格をベース」にするべきであると考えております。また「本体価格をベース」にすることにより、中小企業対策として大きな効果が期待できると同時に、プライスカードなどの張り替えといった小売業者の過度な負担・コストアップを回避することも可能と考えております。

つきましては、日本スーパーマーケット協会および一般社団法人新日本スーパーマーケット協会は今後とも引き続き共同歩調をとりながら、以下のことに取り組んでまいりますとともに、さらに、現在検討されております、消費税率引き上げに伴う低所得者に対する負担の軽減策（複数税率と給付付き税額控除の導入や、複数税率導入時のインボイス制度のあり方など）につきまして、意見具申するための合同の勉強会も立ち上げる予定にしております、今後も検討を続けてまいります。

敬具

記

そのため価格表示については、消費税課税の原則であります、「本体価格表示をベース」といたします。

以上